

# 第 28 回 高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会

## 議事概要

1. 日 時 平成 29 年 3 月 1 日 (水) 15:00～17:00
2. 場 所 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 会議室
3. 出席者 ≪委員≫ 桑野委員、清水委員、田邊委員、中村委員、芳賀委員、真下委員
4. 議事概要

委員の互選により清水委員が委員長に選任され、委員長より中村委員が委員長代行に指名された。高速道路会社より認定申請を受けている 8 議題の経営努力要件適合性について審議を行った。

### 議 事

#### 委員長の互選等

#### [審議事項]

#### ■新設・改築

認定基準 ①ーイ 地権者、関係機関などへの提案及び協議

〔議題 1〕 橋梁の一部を盛土に変更

〔議題 2〕 橋梁施工方法の変更(仮橋から盛土)

認定基準 ①ーロ 現場特有の状況に対応するための創意工夫

〔議題 3〕 土運搬ルートの変更

〔議題 4〕 ふるい分けによる重金属含有土の対策数量の削減

#### ■修繕・特定更新

認定基準 ①ーイ 地権者、関係機関などへの提案及び協議

〔議題 5〕 休日を含めた昼夜連続規制による規制日数の削減

〔議題 6〕 対面通行時の上下 2 車線運用による渋滞対策費等の削減

認定基準 ①ーロ 現場特有の状況に対応するための創意工夫

〔議題 7〕 関越トンネル内での規制テーパ設置による規制延長の短縮

〔議題 8〕 櫃石島高架橋トラス桁支承の免震工法の採用

#### ○審議事項について

- 議題 1 について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度( $\alpha$ )を 0.5 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・県道管理者や地元関係者との協議を重ねており、努力の跡は十分に見られることから、会社の経営努力として認定して良いと考える。(委員)

- 議題 2 について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度( $\alpha$ )を 0.5 と

決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・ため池内の施工であり、関係者とも相当な協議があったと考えられることから、会社の経営努力として認定して良いと考える。(委員)

●議題3について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・変更計画によって一般車両の安全は確保できたのか。(委員)
- 既設道路の形状を活かしながら利用方法を変更することで、安全性は十分に確保できた。(会社補足説明)
- ・道路合流部の車両の集中が無くとも、当初から今回の方法は考えられなかったのか。(委員)
- 地形条件や新たな関係地権者のことを考えると、当初から新たな進入ルートを考えることは困難であった(会社補足説明)
- ・ルート検討や困難な地元協議等、会社の主体的な努力により新たな進入ルートの整備を実現しており、会社の経営努力として認定して良いと考える。(委員)

●議題4について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・今回の案件の適合要件が「認定基準①ーハ(新技術)」でなく、「認定基準①ーロ(現場特有)」である理由は。(機構)
- 現時点では他の現場での汎用性が確認できていないため、現場特有としている(会社補足説明)
- ・高速道路事業以外にも応用の可能性がある独創的な発想であり、大変な努力があったことは明らかであることから、会社の経営努力として認定して良いと考える。(委員)

●議題5について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度( $\alpha$ )を0.5と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・工期の短縮や連続施工による品質の確保も評価できるとよい。(委員)
- ・努力の跡は十分に見られることから、会社の経営努力として認定して良いと考える。(委員)

●議題6について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度( $\alpha$ )を0.5と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・テレビCMを行うことで渋滞が回避できると言えるのか。(委員)
- これまでの集中工事等の広報における効果検証から、テレビCMの訴求効果が非常に高いと考えている。(会社補足説明)
- ・会社の主体的な努力により、課題となっていた渋滞の回避や広報費の縮減を実現しており、会社の経営努力として認定して良いと考える。(委員)

●議題7について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・高速道路交通警察隊の懸念事項を合理的な安全対策によって解決しており、会社の経営努力として認定して良いと考える。(委員)

●議題8について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・これまで道路鉄道併用橋において前例の無かったトラス桁支承の免震化という画期的な内容であり、会社の経営努力として認定して良いと考える。(委員)

○報告事項について

- ・これまでの審議状況の説明を行った。

以 上